

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第4区分

【発行日】平成25年4月11日(2013.4.11)

【公表番号】特表2009-544111(P2009-544111A)

【公表日】平成21年12月10日(2009.12.10)

【年通号数】公開・登録公報2009-049

【出願番号】特願2009-520839(P2009-520839)

【国際特許分類】

G 1 1 B	5/78	(2006.01)
G 0 3 H	1/18	(2006.01)
B 4 2 D	15/10	(2006.01)
G 0 6 K	19/06	(2006.01)
G 0 6 K	19/10	(2006.01)

【F I】

G 1 1 B	5/78	
G 0 3 H	1/18	
B 4 2 D	15/10	5 0 1 G
B 4 2 D	15/10	5 0 1 E
G 0 6 K	19/00	B
G 0 6 K	19/00	R

【誤訳訂正書】

【提出日】平成25年2月23日(2013.2.23)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

防護手段付きホログラフィック磁気テープに符号化されている情報を読み取る方法であつて、前記ホログラフィック磁気テープが、磁気的に符号化されている情報を有する磁気層と、エンボス加工されたホログラムを有するエンボス加工層と、ホログラフィック画像を再現するための不連続の金属層とを有するものであり、

前記金属層が前記磁気層と磁気読取ヘッドの間にくるよう前記磁気読取ヘッドを配置すること、

前記磁気層から出る磁束を電気信号に変換すること、

前記電気信号の電気的なパルスから前記情報を復号すること、および

前記不連続の金属層のパターンに起因する電気的なパルスの振幅の変調から前記テープの署名情報を入手すること、を含む前記方法。

【請求項2】

前記パターンが規則的なパターンである、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記パターンが不規則なパターンである、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記署名情報が前記符号化されている情報の位置マーカである、請求項1に記載の方法。

。

【請求項5】

前記防護手段付きホログラフィック磁気テープが、磁気ストライプ・カードの一部であ

る、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 6】

前記署名情報を所定値と照合することを更に含む、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 7】

前記金属層のパターンが、互いに電気的に分離された複数の区間を備えた、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 8】

前記テープの署名情報が、前記防護手段付きホログラフィック磁気テープに蓄積される、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 9】

前記カードが、クレジット・カード、現金自動預け払い機（A T M）用カード、トランジット・カード、テレホン・カード、チャージ・カード、ストアド・バリューカード、ギフト・カードおよびデビット・カードのうちの 1 つである、請求項 5 に記載の方法。

【請求項 10】

前記テープの署名情報をデータベースに送ることを更に含む、請求項 1 に記載の方法。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 0 6

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 0 6】

本発明の例示の一実施形態によると、防護手段付きホログラフィック磁気テープは、データを符号化するための磁気層と、ホログラムをエンボス加工するためのエンボス加工可能な層（e m b o s s a b l e l a y e r）と、金属層とを有する。金属層は、テープの所定の磁気署名情報に基づいてパターンを形成する複数の区間を有する。

【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 0 7

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 0 7】

本発明の例示の一実施形態によると、ホログラフィック磁気テープカードは、担体と、担体上にある防護手段付きホログラフィック磁気テープとを有する。防護手段付きホログラフィック磁気テープは、データを符号化するための磁気層と、ホログラムをエンボス加工するためのエンボス加工可能な層と、金属層とを有する。金属層は、テープの所定の磁気署名情報に基づいてパターンを形成する複数区間を有する。

【誤訳訂正 4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 0 8

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 0 8】

本発明の例示の一実施形態によると、ホログラフィック磁気テープを防護する方法は、ベース・フィルム上でホログラムをエンボス加工するためのエンボス加工可能な樹脂層を蒸着するステップと、金属層を蒸着するステップと、テープの所定の磁気署名情報に基づいてパターンを形成するために金属層を複数の区間に分割するステップと、データを符号化するための磁気層を蒸着するステップとを含む。

【誤訳訂正 5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 1 2

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0012】

本発明の発明性のあるスキミング防止用防護手段は、別の一連の実施形態では E S D (静電気放電)用に処理されるような任意のホログラフィック磁気ストライプに適用することができる。発明性のあるこれらのホログラフィック磁気ストライプまたはホログラフィック磁気テープは、アルミニウム層を複数の小さな区間に分けることにより、磁気ストライプのホログラフィック部分にある金属成分からの静電気放電 (electrostatic discharge (ESD)) を大幅に減少させるあるいは最小化する。これらの区間は、デメタライゼーションとして知られている処理を用いてアルミニウムを選択的に除去して既定のパターンを形成させることによって作成することができる。このデメタライゼーション・パターンにより、磁気信号の振幅をデメタライゼーションの繰り返しパターンへと変調することができる。この読み出し信号振幅の繰り返し変調は、本発明の一実施形態による磁気ストライプの磁気署名情報 (magnetic signature) または識別特徴 (fingerprint) として使用することができる。本発明の例示の一実施形態によると、デメタライゼーション署名情報は、その後、符号化されたデータをホログラフィック磁気ストライプ・カードに結合するのに使用することができ、それにより、あるカードから別の偽造カードへのデータのスキミングが大幅に最小化されるあるいは防止される。本発明のホログラフィック磁気のデメタライゼーションによる防護手段が P O S 端末に及ぼす影響は最小であり、復号チップ内の復号アルゴリズムの変更を必要とするのみである。デメタライゼーション・パターンのエラー強さにより、以前のスキミング防止用磁気ストライプシステムより耐久性のあるホログラフィック磁気署名情報と、これらの防護機能のより信頼性の高い性能とが提供される。デメタライゼーション・パターンはテープ構造体の内部にあるため、損耗および酷使の影響を受けない。また、ホログラフィック磁気のデメタライゼーションによる防護手段は、複製するのが極めて困難でありながら、カードの耐用期間を上回る高い耐久性を有し、繰り返し使用できるはずである。

【誤訳訂正6】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0065

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0065】

本発明の一実施形態によると、この変調された信号振幅は、ホログラフィック磁気テープ 1500 に沿ったならびに符号化データに沿った位置マーカとして機能することができる。デメタライゼーション・パターンは、ホログラフィック磁気ストライプの長さ方向では不規則になる可能性があり、それにより、信号振幅の変調もホログラフィック磁気ストライプの長さ方向においては不規則になることが認識される。本発明の例示の一実施形態では、この変調は、ホログラフィック磁気ストライプ上に記憶される符号化データの磁気署名情報または識別特徴として使用されてよい。

【誤訳訂正7】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0070

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0070】

本発明の例示の一実施形態によると、カードの磁気署名情報は、ドット濃度を変化させるといったようにデメタライゼーション・パターンを変更することによって変更され得る。これにより、有利には、ブランドまたは会社ごとにカードを識別するのに磁気署名情報を使用することが可能となる。本発明は、カードのブランドを識別するためにデメタライ

ゼーション・パターンを認識する安価な携帯用照合装置を使用するような分野における迅速な識別に適用可能である。デメタライゼーション・パターンを変更することにより、符号化されたデータのデメタライゼーション・パターンへのより不規則な関連付けを行うことにより、さらなる防護レベルを実現することもできる。この手法により、POS端末レベルでのカードにロックされた符号化データのオフライン照合で必要となる付加的な防護手段を実現することができる。

【誤訳訂正8】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0071

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0071】

POS端末200（または、カードを照合するための同等のデメタライゼーション防護アルゴリズム）は、本発明を実施するためには最小限のアップデートを必要とする。本発明の例示の一実施形態では、デメタライゼーション防護アルゴリズムまたはデメタライゼーション変調による復号機能（ソフトウェアおよび／またはハードウェアのいずれかで具体化されてよい）は、磁気ストライプ読み取り器220の標準的なF2Fデータ復号チップに組み込まれてよい。デメタライゼーション防護アルゴリズムの出力は、安全性に関する分野などでは、ホログラフィック磁気ストライプ1500上に符号化されるオフセット値であってよい。この場合、本発明はカードの磁気署名情報（すなわち、オフセット値）と符号化されたオフセット値とを照合することから、カード上のデータの真正性はオフラインで判断されてよく、銀行のデータベースの発行を必要としない。代替の実施形態では、真正性は、最初の符号化で確立される真正性との差を比較するために読取試行ごとにオフセット値をデータベースに戻すことによって確立もされてよい。